

資料編

資料1 茨城町環境基本条例

資料2 茨城町環境審議会条例

資料3 茨城町環境基本計画策定支援アドバイザー会議設置要綱

資料4 計画策定の経過

資料5 茨城町環境審議会委員名簿

資料6 茨城町環境基本計画策定支援アドバイザー会議委員名簿

資料7 用語解説

資料1 茨城町環境基本条例

平成21年9月28日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、茨城町(以下「町」という。)、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全等に関する理念)

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しみ享受するとともに、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全等に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、公害を防止するとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、第5条に定める町民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

(環境基準の確保)

第8条 町、町民、事業者及び滞在者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(年次報告)

第9条 町長は、毎年、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について公表しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第10条 町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第11条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ茨城町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(資源の循環的利用の推進)

第12条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進等)

第13条 町は、町民及び事業者が環境の保全等に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(監視体制の整備)

第14条 町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、町民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全等に関する活動を支援するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

資料2 茨城町環境審議会条例

平成23年12月27日
条例第30号

(設置)

第1条 茨城町における環境行政について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、茨城町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び審議をする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 団体代表
- (4) 事業所代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活経済部みどり環境課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以下 略

資料3 茨城町環境基本計画策定支援アドバイザー会議設置要綱

令和4年1月20日
要綱第6号

(設置)

第1章 茨城町環境基本計画を策定するに当たり、広く町民、関係者等の意見を反映するため、茨城町環境基本計画策定支援アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2章 アドバイザー会議は、次の各号に掲げる事項について、助言及び提案を行う。

- (1) 茨城町環境基本計画の内容に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に掲げる所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 アドバイザー会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 アドバイザー会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議に関する庶務は、生活経済部みどり環境課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料4 計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R4.6.1	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町第2次環境基本計画の諮問 ・計画策定スケジュールについて
R4.6		<ul style="list-style-type: none"> ・町民・小学生・中学生・高校生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
R4.7.27	第1回 アドバイザー会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的事項について ・計画策定スケジュールについて ・策定経過の報告について ・グループ討議
R4.10.4	第2回 アドバイザー会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課題のまとめについて ・環境施策の体系について ・環境将来像、目標、施策の方向について ・個別施策、町、町民、事業者の取組について
R4.11.7	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定経過の報告について
R4.12.2	第3回 アドバイザー会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境指標と数値目標について ・計画の推進体制及び進行管理 ・茨城町第2次環境基本計画（素案）の確認
R4.12.21	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町第2次環境基本計画（素案）の提出
R4.12.27 ～R5.1.25		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント（意見募集）
R5. 2.7		<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町第2次環境基本計画の答申



資料5 茨城町環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体の役職
会長	海老澤 貞雄	茨城町区長会 会長
副会長	水野 恵美子	クリーンアップひぬまネットワーク 会長
委員	澤 秀雄	茨城町議会 議長
//	石川 祐一	茨城町議会 総務・経済建設常任委員会 委員長
//	初田 成美	茨城県地球温暖化防止活動推進員
//	小菅 次男	茨城生物の会 会長
//	富田 久子	茨城町自然観察クラブ 会長
//	佐藤 勇	茨城町商工会 会長
//	寺内 拓男	茨城町教育委員会 教育長職務代理者
//	照沼 一美	環境保全茨城町民会議 議長
//	平澤 協一	茨城町農業者会議 会長
//	坂本 勉	大湊沼漁業協同組合 代表理事組合長
//	照山 友子	茨城町生活改善クラブ連合会 会長
//	大川 泰弘	株式会社リーテム 顧問 茨城プロジェクト統括
//	伊澤 優	常陸森紙業株式会社 茨城事業所 所長

資料6 茨城町環境基本計画策定支援アドバイザー会議委員名簿

(敬称略、順不同)

グループ	氏名	所属等
自然・ やすらぎ	安 昌美 ◎	茨城県環境アドバイザー
	染谷 保	茨城生物の会
	飛田 憲一	涸沼ラムサールネイチャーガイド
	中村 史朗	NPO法人ひぬま生態系再生プロジェクト 理事長
快適・ 安全	藤枝 栄子	茨城町家庭排水対策協議会 会長
	小島 幸子 ○	茨城県環境アドバイザー
	根本 和彦	茨城県中央食肉センター経営者協議会 会長
	伊藤 三男	涸沼ラムサールネイチャーガイド
脱炭素・ エネルギー	川原 博満	環境省関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官
	川島 省二	茨城県地球温暖化防止活動推進センター 副センター長
	大谷 富士子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	平野 二郎	茨城県地球温暖化防止活動推進員

◎：委員長
○：副委員長

資料7 用語解説

【あ行】

RCP8.5シナリオ

RCPシナリオとは、代表濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways）のことです。第5次報告書で、代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCPシナリオ」を用いています。

略称	シナリオ（予測）のタイプ
RCP2.6	低位安定化シナリオ 将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
RCP4.5	中位安定化シナリオ
RCP6.0	高位安定化シナリオ
RCP8.5	低位参照シナリオ 2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

暑さ指数（WBGT）

WBGTは、Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称で、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標のことです。

茨城県版 RDB（レッドデータブック）

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称で、植物編と動物編があります。

カテゴリー	定義
絶滅	茨城県ですでに絶滅したと考えられる種（飼育下・栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。）
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足①注目種	最近茨城県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
情報不足②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度のことです。

エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エ

コ・ショップ」として認定する制度のことで、エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取組を実施しています。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことで、観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。

エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称で、アイドリングストップやふんわりアクセルeスタートを実践することで、約10%の燃料消費を抑えることが出来ます。環境省では、COOL CHOICEで、「エコドライブ10のすすめ」として、それぞれの取組でどのくらいの燃費改善が図れるか紹介しています。

エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のことです。

エシカル消費（倫理的消費）

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行ったりします。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組です。

NDC（国が決定する貢献）

Nationally Determined Contributionの略称で、「国が決定する貢献」と訳し、協定第4条に基づく自国が決定するGHG削減目標と、目標達成の為に緩和努力のことを指します。

温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖めます。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射されます。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果といい、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスといいます。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類が温室効果ガスとして削減対象となっています。

【か行】

外来種

本来の生態系には生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のことで、外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めています。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで、「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理などによる「吸収量」（人為的なもの）を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいいます。

化石水

地層の堆積時に、地中に残存した海水が地下水となったものです。

化石燃料

化石となった有機物のうち人間の経済活動で燃料として用いられるものの総称です。石油はガソリンや灯油、そしてプラスチックの原料として使われ、石炭は発電などに使われています。天然ガスは発電、そして家庭用のガスとして使われています。地球上の化石燃料には限りがあり、いつかなくなってしまう。また、化石燃料を使うと二酸化炭素が増えるため、地球温暖化の原因にもなります。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽で、下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられます。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められています。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のことで、具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組があげられます。

環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）

外因性内分泌攪乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいいます。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのことをいいます。

京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が、1997年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの6種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005年2月に発効しています。

クリーンエネルギー自動車

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、または排出が相対的に少ないエネルギー源を利用した自動車のことで、自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリットカーなどがあります。

グリーン調達

企業や官公庁が環境負荷の低減に努める事業者から優先的に部品や備品などを調達することで、公共工事の発注なども含まれます。

現状すう勢

この計画でいう現状すう勢は、地球温暖化対策を現状のまま固定し、今後新たな対策を行わないものと仮定し、世帯数などの社会的条件や製造品出荷額などの活動量等については、1単位あたりのエネルギー使用量を固定して、活動量等の予測値から将来推計を行ったものです。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称で、このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがあります。

国連IPCC

IPCCは、「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称。「気候変動に関する政府間パネル」と日本語で訳されます。

1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）によって設立され、各国政府から推薦された研究者が、最新の研究を基に、「自然科学的根拠（地球温暖化の現状や今後の見通し）」、「地域や生態系への影響」、「緩和策」の3つの報告書を数年ごとに発表している。最新の報告書は「第6次評価報告書」（2022年4月公表）になります。

COP26

国連気候変動枠組条約に加盟している国が毎年開催する会議（締約国会議）のことで、国連の気候変動目標に署名した国が参加し、年に一度、世界の気候危機にどう対処するかを議論するために集まります。2021年は10月31日から11月12日に開催され、イギリスとイタリアが主催でグラスゴーで行われ、「グラスゴー気候合意」が採択されました。

【さ行】

サーキュラーエコノミー（循環型経済）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されています。政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指します。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務があります。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略で、湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量をmg/Lで表したものです。数値が高いほど汚濁が進んでいることがわかります。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域で、自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。

循環型社会

「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）」、「適正な処分の確保」により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のことです。

消毒副生成物前駆物質

消毒副生成物とは、消毒剤と水中の有機物など（前駆物質）との反応によって生成される物質（トリハロメタンなど）や、消毒剤の分解により非意図的に生成される物質（塩素酸など）の総称で、前駆物質には、自然界に由来するフミン質や工業的に製造された物質など様々な物質があります。また、オゾン処理によっても消毒副生成物（臭素酸、アルデヒド類など）が生成されることがあります。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいいます。

生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉で、生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがあります。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせません。

ゼロエミッション

企業活動から生じるすべての副産物を、ほかの企業の原材料に活用して、廃棄物ゼロを目指す構想で、社会全体を資源循環型に転換することを究極の目標とします。日本では、埋め立て廃棄物をゼロにすることを指します。

全窒素（T-N）

無機態（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）窒素化合物と、有機態窒素化合物中の窒素の総量で、窒素は動植物の増殖に欠かせない元素です。富栄養化の要因ともなり、湖沼や閉鎖性水

域などではプランクトンの異常増殖による赤潮等を引き起こします。湖沼、海域には全窒素という指標で環境基準が設定されています。

窒素化合物は、石油化学工場、繊維工場、肥料工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水、し尿処理施設の処理水などに含まれます。

全りん (T-P)

無機態りんと有機態りんの総量で、無機態りんであるりん酸は、窒素、カリウムとともに肥料の三要素です。りんは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となり、湖沼、海域には全りんという指標で環境基準が設定されています。

りん化合物は、肥料工場、石油化学工場、繊維工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水などに含まれます。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のことです。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のことです。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されています。

デマンド型乗合タクシー

路線バスと同様にあらかじめ運行ルートや停留所・時刻表を定めませんが、利用者の予約があった場合にだけ運行するタクシーで、利用者同士が乗り合うことで、少ない運行回数で多くの利用者を運ぶことができ、効率的な運行が可能となります。

電気自動車 (EV)

バッテリー（蓄電池、二次電池とも呼ばれる）に蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のことで、走行時に大気汚染物質を全く出さないため、低公害車と位置づけられ、走行に伴う騒音も大幅に低減されます。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

【な行】

二酸化硫黄 (SO₂)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生します。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともあります。

二酸化炭素 (CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれており、-79℃で固体となります。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示します。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生し、植物の光合成により酸素に分解されます。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmでしたが、現在では約380ppmで、年々増加しています。産業革命以前はおよそ280ppmでした。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定されます。

二酸化窒素（NO₂）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源です。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなります。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のことで、電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄が無く、また、従来の発電方式では捨てていた発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよく、同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなります。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されています。

【は行】

バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもので、エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがあります。

ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせる自動車で、それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っています。

ハザードマップ（防災マップ）

地震、津波、洪水、噴火などの自然災害の及ぶ範囲を想定し、避難経路や避難場所などを記した地図のことをいいます。

パリ協定

2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された協定で、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みになります。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としていました。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略で、河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものです。数値が高いほど汚濁が進んでいることがわかります。

ヒートポンプシステム

冷暖房などに用いられ、温度が低い物体から高い物体へ、熱を移動させる装置のことです。

5R（ファイブアール）

廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことで、ごみを出さない「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」、一度使って不要になった製品や部品を再び使う「リユース（Reuse＝再使用）」、出たごみはリサイクルする「リサイクル（Recycle＝再資源化）」、不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否すること「リフューズ（Refuse＝ごみになる物の拒絶）」、必要な修理をして、長く使い続ける「リペア（Repair＝資源の修復・改善）」の頭文字を取ってこう呼ばれます。近年では様々なRが増えています。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が10マイクロメートル（1cmの1000分の1）以下のものをいいます。

BEMS（ベムス）

Building and Energy Management Systemの略称で、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指し、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うものです。

放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収または核反応を起こして生成された放射化物質を指します。

【や行】

溶存酸素量（DO）

DOは、Dissolved Oxygenの略称で、大気中から水に溶け込んでいる酸素（ O_2 ）の量のことです。水中の生物も人間と同じように酸素を必要としているため、DOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍り腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また魚介類などの水棲生物が窒息死することもあります。

【ら行】

リターナブル容器

ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など洗うなどして、繰り返し使用（リターナブル）できる容器のことをいいます。

レジリエンス

病気、災害、惨事などの困難な状況から立ち直る能力（回復力）を意味します。防災におけるレジリエンスは、災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力のことをいいます。

【わ】

ワイズユース（Wise Use：賢明な利用）

ラムサール条約の第2条に記されている考え方で、一般に「賢明な利用」と訳されています。ラムサール条約では、対象となる湿地を「経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源」として幅広く捉えています。ワイズユースは、生態系が維持されつつ、そこから水産物などの「恵み」を持続的に得ることができるというような保全とバランスが取れている利用のことです。

